

## 徳島空港制限表面上空における小型無人機等飛行申請要領

### 1 飛行の許可申請先

小型無人機等を飛行の禁止空域又は前述の飛行の方法によらずに飛行させる場合は国土交通省への許可申請が必要です。

徳島県の場合、申請先は関西空港事務所となります。

飛行開始予定日の少なくとも10日（土日祝日等を除く。）前までに申請が必要です。

許可申請先：関西空港事務所

電話番号：072-455-1330（平日9:00～17:00）

072-455-1334又は1335（上記以外の時間帯）

上記申請先の他に、飛行させる空域により当該空域を管轄する空港事務所等への調整が必要となる場合があります。

参照：国土交通省ホームページ「空港等設置管理者及び空域を管轄する機関の連絡先について」  
[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000004.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html)

### 2 徳島飛行場に調整が必要な場合

海上自衛隊 徳島教育航空群へご連絡をお願いします。

連絡先☎：088-699-5111（担当：運航当直士官）

調整された内容は、無人航空機の飛行情報として航空機の運航者へ事前に周知する必要があるため、お早めにご連絡下さい。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。